

監査結果の公表

令和3年度の財政援助団体等監査結果の概要を次のとおり公表します。

茂原市監査委員 風戸博恭
茂原市監査委員 山田広宣

財政援助団体等監査

1 監査の対象

茂原市体育協会
令和2年度 茂原市社会
体育関係団体事業補助金

2 監査の期間

令和3年9月3日から10月
29日まで

3 監査の方法

着眼点

(所管課)

- ・補助金の決定は法令等に適合しているか。
- ・補助金額の算定、交付方法、手続等は適正であるか。
- ・補助事業の履行確認及び実績報告の確認は適正であるか。

(援助団体)

- ・補助金が事業の目的に沿って適正に活用され、補助事業の効果を十分に上げているか。
- ・補助金の交付申請、実績報告等の手続きは適正であるか。

- ・補助金に係る帳簿、証拠書類、会計書類の作成及び保管状況は適正であるか。
- 主な実施内容

所管課及び財政援助団体から提出された関係諸帳簿等を調査するとともに、説明を聴取した。

4 監査の結果

関係諸帳簿及び支出証拠書類等を照合した結果、見直し及び改善すべき点が認められたことから、早急に検討し、適正な事務の執行にあたらせたい。

5 意見

令和2年度の茂原市体育協会（以下「体育協会」）への補助金に係る監査については、新型コロナウイルスが体育協会の事業実施に大きな影響を与え、例年通りの活動に至らなかつたことを踏まえつつ実施した。

○体育協会への補助金については、本市のスポーツ振興を図るため、茂原市社会体育関係団体事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」）等に基づき交付されるものであるが、一部適正に処理されていない点が認められた。これは、人々の嗜好の多様化などスポーツを取り巻く環境の変化に伴い、補助対象団体である体育協会の担う役割が変化し、現行の交付要綱が時代に即したもてはなくなっていることが要因と考えられる。

体育協会をはじめとする補助対象団体の活動の更なる活性化並びに市民スポーツの振興を図るためにも、時代の変化に的確かつ柔軟に対応した要綱の改正を早急に検討し、新たな交付要綱に基づく執行

にあたらせたい。

○体育協会の補助金に係る会計処理については、会計簿の誤記や領収書添付もれ、各競技団体からの提出書類の誤記や記載もれ等が認められたことから、適正な事務処理を行われない。

○体育課が行う補助金交付事務においては、体育協会から提出された予算書、決算書等に一部記載もれや誤記等が認められたことから、書類審査等事務処理を徹底するとともに、今後も補助金が目的に沿って適正かつ効果的に活用されるよう適切な対応を図りたい。

体育協会は、本市のスポーツ振興並びに多くのスポーツ団体への援助・育成に多大な貢献をされており、本市におけるスポーツ振興のために果たすべき役割は非常に大きなものがある。今後も本市の体育行政と連携し、一層の事業推進が図られることを希望する。

問合せ

監査委員事務局（9階）

☎(20)1560 FAX(20)1607

令和4年新年交歓会の中止について

令和4年新年交歓会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたします。

問合せ 秘書広報課（3階）
☎(20)1512 FAX(20)1601

